

国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議（第3回） 議事録

1. 日 時：平成26年7月10日（木）10:29～11:50

2. 場 所：合同庁舎8号館5階共用C会議室

3. 出席者：

（構成員）

井上 由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
内田 俊一	一般財団法人建設業振興基金理事長
<座長>老川 祥一	株式会社読売新聞グループ本社 取締役最高顧問・主筆代理
齋藤 勝利	第一生命保険株式会社代表取締役会長
永野 和男	聖心女子大学メディア学習支援センター長・教授
松岡 資明	株式会社日本経済新聞社文化部記者

（オブザーバー）

菊池 光興	独立行政法人国立公文書館フェロー
-------	------------------

（内閣府）

稲田 朋美	内閣府特命担当大臣
幸田 徳之	大臣官房長
笹川 武	大臣官房公文書管理課長

（国立公文書館）

加藤 丈夫	独立行政法人国立公文書館長
齋藤 敦	独立行政法人国立公文書館理事

4. 配布資料

資料1-1	国立公文書館における研修等の実施状況
資料1-2	国立公文書館における専門職員の職務範囲と求められるスキル
資料1-3	諸外国における研修・人材育成の状況
資料2	国立公文書館における保存の状況について
資料3	国立公文書館における修復について
資料4	「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査」の進め方について（案）

参考資料1 両院の事務局における文書管理の概要

参考資料2 歴史資料としての重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について

（平成21年8月5日内閣総理大臣・最高裁判所長官申合せ）

参考資料3 新たな国立公文書館の早期建設に関する要請

参考資料4 稲田内閣府特命担当大臣による衆議院及び参議院議院運営委員長に対する申入れ

○老川座長 ただいまから第3回「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」を開会する。本日も稲田大臣に御出席をいただいているので、御挨拶をいただく。

○稲田大臣 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議の委員におかれては、本日も多忙の中、会議に御出席いただいたことに感謝申し上げます。

本日の検討会議においては、研修、人材育成機能や保存、修復機能などを御議論いただく。私も6月25日に、国立公文書館つくば分館で、行政文書の受け入れ、保存の様子などを視察したところである。各行政機関等から移管された歴史公文書等が適切に保存され、利用に供されている状況を確認した一方で、限りあるスペースや設備の問題、職員の少なさ等について問題意識を新たにしたところである。

本日の会議においても、国立公文書館の機能・施設の両面にわたる充実策について、御議論いただくようよろしくお願いしたい。

○老川座長 まずは前回の第2回会議において議論いただいた、立法府の文書管理、新たな公文書館建設に関する要請等の最近の動きなどについて、まとめて事務局の内閣府から説明をお願いします。

○笹川課長 まず参考資料1の衆参両院の事務局における文書管理の概要から説明させていただく。衆議院では議院行政文書、参議院では事務局文書と言っているいわゆる事務的な文書については両院それぞれ、文書取扱規程、文書管理規程を設け、最長30年までの保存期間を設けて保存している。そして、保存期間満了時に、参議院については特に移管の規定がないので、廃棄するか、あるいは保存期間を延長して内部で持ち続けることになる。衆議院については、規定上は憲政記念館に移管することができるが、実際上はほとんど移管をされていないようであり、実質上、重要なものは全て延長して持っているようである。

いずれにしても、情報公開については、法律上の権利ではないが、請求があれば開示するが、会派議員の活動あるいは立法調査に係る事務に支障が及ぼす場合には開示できないということになっているようである。

それ以外のいわゆる会議等に関する文書、立法調査に関する文書についての移管廃棄については先ほどと同様であり、基本的には重要なものは内部で持ち続けるということである。情報公開に関する規定はない。

また、衆参はそれ以外にも法制局、国立国会図書館といった機関があるが、それぞれで文書管理を行っている。大まかに申し上げれば、移管廃棄のところは同じように扱われており、情報公開に関するルールは存在していないということである。

関連して、司法府についても公文書管理法上の枠組みとしては国会と同じように、内閣総理大臣との合意に基づき国立公文書館に必要な文書を移管することができるとなっている。この状況が参考資料2であり、最高裁とは平成21年に申し合わせが行われている。歴史資料として重要な判決等の裁判文書、一定の重要な司法行政文書、これらについては現実に移管されてきており、実績は資料に書いてあるとおりである。

また、国会、立法府の新たな動きを御報告させていただく。

第1回の調査検討会議の際に、公文書関係の議員懇話会の要請書あるいは議連の設立について説明させていただいたところであるが、このたび平成26年5月27日に、「世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟」から、安倍総理あてに、参考資料3にある要請書をいただいた。同じものが6月16日に伊吹衆議院議長、山崎参議院議長にも要請されている。

内容としては、まず衆議院は国会近隣の土地を建設用地として提供すること。衆参両院は、そこに新しい公文書館が建設されることを前提として、重要な文書を公文書管理法に基づいて移管などを行うこと。政府は以上を踏まえて衆参両院、最高裁判所と連携して調査検討を進め、必要な予算を計上する。そういう内容の要請をいただいた。

これを受けて、参考資料4のとおり稲田大臣が衆参の議運委員長に申入れを行ったというのが今の状況である。中身としては、国会の持っている公文書を公文書館に移管することについて触れている。まず公文書管理法では、衆議院、参議院両議長が総理との協議に基づいて、重要な文書を移管できる。最高裁とは現に移管が始まっている。したがって立法府においてもぜひ御検討をお願いしたい。ついてはこの会議にも両院からどなたか御参加いただいたらいかかという提案を大臣からしていただいたところであり、現在、このお返事を待っているところである。

○老川座長 この件に関して、御質問、御意見があれば、御発言いただきたい。

今までの経緯は了解したが、ここから先はどのような段取りで、どのような展開が予想されるのか教示いただきたい。

○幸田官房長 稲田大臣が、衆議院、参議院の議運委員長に、それぞれ、今説明のあった要請書をお渡しすると同時に、議論が若干交わされた。今の状況としては、結論的には御説明したとおり、特に衆議院の議運委員長からお返事をお待ちしている。ただ、稲田大臣と衆議院の議運委員長が6月19日に会話をされた中では、この調査検討会議に参加するというよりも、むしろ対等な立場で行政府と立法府が協議をしていくというようなやり方もあるのではないかとといった御示唆もあった。いずれにしろ、その辺の進め方について今、お返事を待ちながら立法府側の提案を待って、次のステップを考えていきたいという状況である。

○老川座長 そのことと、これから予算編成を受けて動いていくことと、どのようになるのか。

○幸田官房長 現時点で来年度の概算要求をどのようにしていくのかということは、なかなかまだ決め切れないところがあるが、非常に大きな要素としては、参考資料3のとおり議連から総理大臣あるいは衆参議長に要請がされているが、特に1ポツにあるように国会近隣の土地が決まってくるのかどうか。あるいは2ポツにあるように、新たな公文書館に議会の文書が入ってくるのかこないのか。この辺は今後の検討を大きく左右する項目であるので、この辺が決まってくるか否かによって、来年度の要求内容というのは大きく基本

的には変わってくると思う。

ただ、いずれにしても今の政府の中の現状としては、この調査検討会議においては、国立公文書館がどうあるべきかということをお議論いただいている状況であるので、この調査検討を続けながら、機能・施設の在り方を考えていくというのが現時点での政府の考え方である。

○老川座長 了解した。

○永野委員 昔のものはともかくとして、最近のものに関しては、初めから電子的につくられるという記録の一部とか書類がコンピュータの中でつくられているというケースが多いと思うが、その場合の公文書というのは何かプリントアウトしたものが必ず必要というふうに考えているのか、あるいはその状態のまま保存したり管理したりするということをお考えているのか、教えていただきたい。

○幸田官房長 結論から申し上げますと、プリントアウトの必要はなく、電子媒体のまま公文書館に移管いただき、電子媒体のまま保存をしていくということになる。

ただ、最近、直近の状況でもごく少数であり、電子媒体として各省庁において保存されている割合は平成 24 年度で 5 % である。これが公文書館に移管されてくるのは長い文書では 30 年後ぐらいになってくるので、将来の話になってくる。まだ現時点でも各省庁の中での電子媒体での保存というのは、それほど比率が高くないというのが現状だと認識している。

○永野委員 それに関して、何らかの公文書としての一定のルールみたいなものはあるか。というのは、紙だったらとりあえずそのものが存在するわけで、この前も言ったように紙で残しておけば何か手を入れたらその証拠も残るわけで、勝手に入れかえることはできないが、管理の方法によっては違ったものをもらってもわからないといったことが起こるので、そのようなことに関する公文書としての扱いのルールというものは決まっているのか。

○幸田官房長 現状、一元的な文書管理システム、各省庁横断的な文書管理システムが設けられている。これは総務省がつくっているが、その上で電子決裁や、文書の保存などは行われ、その一元的な文書管理システムから、公文書館のほうに電子的に文書が移管されるというシステムはできている状態である。

○老川座長 また後で追加の御質問等をいただくとして、本日は議題が 3 つあることから先に進むこととし、事務局から説明いただきたい。

○笹川課長 資料 1-1 から資料 3 まで、続けて説明させていただく。

まず、公文書館において行っている研修ということで、資料 1-1 であるが、法律の条文にあるとおり、行政機関の職員に対しては公文書管理法に基づいて行政機関、独立行政法人の職員に対して研修を行っている。地方に対しても法律の条文に基づいて、必要な助言・指導を行うことになっている。

具体的な中身としては 2 ページ目のとおり、行政機関、独法職員に対しては公文書管理研修 I、II。公文書館の職員、地方公共団体の関係の職員に対してはアーカイブズ研修 I、

II。レベルに応じて2種類設けている。

さらにそれを卒業した者を対象とする非常に高度なものとして、Ⅲというレベルも設けており、合計で24年度実績で言うと1,000人を超える方々に受講をしていただいている。具体的なカリキュラムとして一番高度なⅢというものの例が次に出ているが、3～5ページにある内容を履修していただいている実績については、まず6ページにあるとおり、行政機関・独法の職員、文書管理担当者は3万5,000人ほどいる中で合計して24年度910人の方々に履修していただいている。非常に少ないようにも感じるが、他方、必ずしも全員が受けなければならないというわけでもなく、担当ラインの中で、1人が受け、その人がそのラインの中で徹底してくれるということも十分考えられる。他方、公文書館の会議室あるいは会場を借りるということになると、キャパシティの問題もあるので、その辺がクリアされればもっと大勢の方に受けていただけるということもある。7ページは、公文書館あるいはその他のアーカイブズ関係の方々の受けていただいている研修であり、これが167人。これにアーカイブズ研修Ⅲを足して、先ほど申し上げた1,000人を超える数になっている。

実際にどれくらいの回数をやっているかについて、8ページのとおり、大体20日ぐらいに年間開催している。

国立公文書館における専門職員の職務の範囲、どういったスキルが必要かというのが資料1-2である。まず公文書館法に一般論として、公文書館には歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う職員、専門職員を置くという定めがある。この中身については1ページの真ん中あたりにあるが、歴史を後代に継続的に伝えるためにどういう文書が重要であるか判断するために、歴史的素養、行政的素養をあわせ持つような専門知識、経験が必要であるということである。その後、公文書管理法ができたりしたことで、職務の範囲あるいは質が変わってきているので、さらに拡大しているということかと思う。

具体的に国立公文書館でどういう職員を募集しているかということが下のほうの点線に書いてあり、政治学、行政学、法学、あるいは歴史、図書館情報学、アーカイブズ、記録管理といった専門知識を有すること。できれば実務経験や分析力、外国語などができるとなおよいという要件で募集をして採用しているということである。必要なスキル範囲がどう拡大しているか、図式化したものが2ページ目である。もともとは非現用文書、公文書館に移管された古い文書だけ扱っていたことから2ページの左上にあるとおり古い文書の調査研究ができればよかったということなのだが、最近では公文書管理法が施行され、上のほうの右側、例えば現用文書についてレコードスケジュールを確認したり、廃棄協議を手伝ったりということをやっていることから、そういった記録管理。また、公文書管理全体にわたる専門的、技術的な助言も行うということ、組織管理的な観点。それから、永久保存が法律上、明確化され、電子システム的な時代の流れもあり、保存面でも新たな分野あるいは能力が必要になってくる。利用面でも公文書管理法上、展示その他の方法で文書を積極的に利用に供するような努力義務が入っていることから、そういった利用に必要

な知見あるいは利用請求が権利となったことから、利用制限する場合にはしっかり見ていかなければいけない。そういった新たな仕事がたくさん増えてきているという状況である。

したがって、もちろん大学等々でいろいろ勉強していただくこともまず必要だが、やはり実際に OJT をやりながら実務経験を積んでいただくということが必要であると考えている。

外国については、必ずしも網羅的に調べ切れていないが、ネット等で調べた範囲で簡単に申し上げると、まずアメリカは一番上にある国立公文書館で連邦記録管理者向け研修をやっている。これは文書管理担当者を対象として 9 日間 5 科目という研修を義務づけて、それを全部受講して修了書を得ないといけないというルールになっている。また、その他の個別研修もやっている。イギリスでも 2 ページ目にあるとおり、上級、基礎、デジタルといった研修をやっている。3 ページ目はフランス。これもホームページで見ると十何ページにわたって研修が列挙されているが、入門から始まって電子文書からレコードマネジメント、写真とか図面も保存してあるので、そうしたものの扱い、それから、修復の入門、ブラッシュアップといったことを幅広く、いずれもそれぞれの館の中で行っているというふうに聞いている。

次に、保存機能について、資料 2 をごらんいただきたい。まず公文書館は東京北の丸の本館と、つくば分館に分かれている。大きさは大体同じぐらいであり、所蔵している文書については、北の丸のほうは平成 11 年までの古い文書、それから、利用頻度の高い内閣官房や大学の設置許可の文書。それから、お宝的な内閣文庫といったものが保存されている。

つくばのほうは平成 11 年以降の新しい文書が入っている。民事判決原本もこちらで保存している。下のほうに北の丸で言うと 5 つ、つくばで言うと 3 つ並べているが、これが割とニーズの高い文書を持ってきている例であり、参考までにごらんいただきたい。

2 ページの書庫であるが、先ほど稲田大臣からもつくばをごらんになられてスペースについての話をされたところであるが、北の丸のほうは 90% ほど既に埋まっている。つくばのほうも 4 分の 3 ぐらい埋まっており、合計すると平成 31 年度ごろには満架に達するだろうということである。その後どうするかについては、別途調整しているが、現状そのようになっている。

外国の例が 3 ページ目以降である。アメリカは本館と新館に分かれており、本館には重要文書のほか、展示、教育普及機能は本館が担当して、新館は閲覧機能に特化しているということである。本館は先日、稲田大臣もご覧いただいている。ここは所蔵量約 1,400 キロとなっているので、単純比較できないが、我々は 70 キロぐらいの書庫の長さであることから、単純に割ると 20 倍ぐらいになると思う。

イギリスは逆に分散していたものをキューというロンドンから車で 30 分ぐらいのところに集約してきているという流れである。5 ページ目、フランスも去年の秋に稲田大臣に行っていたのだが、パリ館がフランス革命の頃までの古い文書を保存していて、どちらかと言うと博物館的に展示機能を担っていて、下にあるピエールフィットという新しいと

ころで書庫と閲覧機能に重点を置いている。この書庫は新しくつくったこともあって、あと 30 年分ぐらいは入るとの説明であった。ドイツは東西分かれていたという経緯もあるが、旧西ドイツの文書は旧西ドイツの連邦公文書館本館で、旧東ドイツのほうは連邦公文書館ベルリン本部でという形で保管している。もちろん連邦制なので恐らく州レベルの文書はまた別途管理していると思うが、そのようになっている。

最後に資料 3 は修復についてであるが、現在、体制はなかなか少ない中で頑張っているところであり、8 人の担当者がいる。なかなか現在古い建物で施設は思うようになっていないというのが現状である。平成 25 年度の修復実績としては、破損あるいは固着している程度が高いもの、重修復が約 300 冊、軽度なものが 6,000 冊ほど行っているが、25 年度調査によると、その重修復が必要な文書が約 7,000 冊で、現在の 8 人で作業していると 16 年かかるということである。

2 ページ、修復も紙が固着してしまっているようなものは非常に困難であり、あるいは酸性化等々の問題がある。それから、先ほどの重修復とはまたちょっと違うが、製本不良やクリーニングが要ることや、リハウジングが必要な文書も別途 11 万冊ほどあり、4 人がかりで 10 年ぐらいかかるということである。したがって、先ほどの重修復の 7,000 冊、それから、この 11 万冊、12 万冊あわせて早期の対応が必要だろうということで体制整備について今、検討しているところである。見学コースは前にも話に出たが公文書館の 2 階を改装しようとしている。人数の少なさや、設備の古さもあるが、さはさりながら和紙を用いたりする我が国の修復技術、公文書館のスキルは非常に高いものがあり、海外からも研修生受入等を行っている。オマーンからは、平成 22 年からずっと 4 年ぐらい続けて研修生を受け入れている。現地に行かれた加藤館長の写真も載っているが、これは平成 20 年に、オマーンの館長がいらしたり、当時の上川公文書管理担当大臣が向こうに行かれたりして、高いレベルで始まった交流である。年明けに安倍総理がオマーンに行かれたときも、共同声明の中で日本の協力を感謝するというのを盛り込まれた。また、フランスの新しい建物の中に修復の施設も新しくつくっており、建てるのに 10 年ぐらいかかったことから、その間にアーキビストの意見をいろいろ聞いて、非常に使いやすいものをつくったのだということを非常にうれしそうな顔をしながら担当者は言っていた。写真で幾つか紹介しているが、本当にいろいろな用途も使い方もできるようであり、いろいろな設備も揃っている。

以上、資料 3 まで説明させていただいた。

○老川座長 研修・人材育成、保存・修復の 2 つのテーマについて、あわせて説明をいただいた。質問もどちらのテーマについても自由に御発言をいただきたい。

まずいわゆる人材の関係で、研修はわかったが、いわゆるアーキビスト、文書管理の専門家を見るといろいろな勉強をしなければならない、大変な能力を要すると思うが、現時点でどのぐらいの方がそういう専門でおられるのか。それから、国際的に比較してどうなのだろうかという点についてはどうか。

○笹川課長 資料 1 - 2 の 2 ページ目に今、公文書館で採用している専門職員のバックグ

ラウンドということで、円グラフを用意している。歴史学が9名、図書館学2名、政治学等3名等で合計19名になっている。

○老川座長 そうすると我々はもう少し建物を新しくして、規模も大きくして充実させようとするところという人数では対応できなくなってくるのではないかと思うのだが、その辺の見通しはどのように見ているか。

○笹川課長 先ほどの修復のところでもあったとおり、我々もいろいろな意味で体制、人数を強化していきたいと思っている。他方、予算の制約等もあるが、いずれにしても、業務の拡大に伴って必要な人数を確保できるよう、頑張っていきたい。

○幸田官房長 同じことになるが、今、各機能のあり方を御議論いただいており、この機能を充実していくということであれば、それぞれの機能に必要な建物、人材、予算などをどれだけどう充実させていくのかということを考えていかなければいけないということになっていくのだと思う。

○老川座長 現在の19人というのは、いわゆるフルタイムの国家公務員という立場か。

○加藤館長 そうである。

○老川座長 保存・修復もまた大変専門的な仕事で、根気の要る仕事で大変だなと思うが、この方々の身分、勤務体制というのは一体どうなっているか。

○加藤館長 修復のほうから申し上げると、お手元の資料にあるとおり、正規の職員、公務員の立場での修復の担当は現在2名であり、あとの6名が非常勤、非正規の職員である。非正規の職員も公文書館に入り、大体3カ月から半年ぐらい経つと一通りの修復ができるようになるので、レベルの問題では非正規の職員でも大丈夫だが、ただ、先ほどお話が出たように、現状の物量をこなすのに15年とか16年かかるので、正規、非正規を問わず修復人員の増強というのは、喫緊の課題だと思っている。

それから、先ほど御質問のあった専門官について、19名というのは基本的には正規の職員、定員内の職員だが、これはまさに絶対数が不足しており、2008年の公文書管理法の制定のときにいろいろ議論したときには、最低でも全体で300人くらいは必要だという話があった。

ただ、これは配置先は国立公文書館だけではなくて、現用文書を取り扱う各省庁とか、各独立行政法人とか、そういうものを含めて、それくらいのスケールでアーキビストをきちんと確保することが必要だという議論があり、全体としてのニーズがそれくらいあるだろうと思っている。

ただ、付言すると、前回も話が出たが、これをどのように育成していくかということは、単に卒業生を採用してOJTでやるというだけではなく、大学で専門課程があるかどうか、大学での育成課程ともセットにした取組になると思っている。

現在、日本では筑波大学と学習院大学と九州大学でかなり先進的な取組をしているが、一般には卒業生の就職先も十分ではないということで、このベースになる育成というものがまだまだ不十分だというのが現状である。

○齋藤委員 まず研修制度のほうは大変充実した研修制度になっているという印象を持っている。特にこのアーカイブズ研修Ⅲを修了した方は、きっとかなりの知見を有する方なのだろうと思っている。

また、先ほどオマーンの方が研修に来られているという話があったが、予算の制約等々あると思われるが、将来を見据えると海外の公文書館に1年程度、ごく少数でもいいが、派遣することを考えたかどうかという印象を持った。

行政的要素と歴史的要素、それから、今、情報工学系の要素というものが認められると思うが、今後、学習機能を充実させる中では教育学的な要素も必要であろうし、その場合1人が多分野をカバーするといったことももちろん必要だと思うが、将来の公文書館の機能というものを見据えた上で、それぞれのバックグラウンドを持つ人を少人数でもそろえていく。そういうことも検討すべきことかなと思っている。

1点、アーキビストについて教えていただきたい。現在、図書館であれば司書、ライブラリアン。博物館であればキュレーター、学芸員というものが国家資格であるやに聞いている。また、海外ではそれに加えてアーキビストというのも国家資格的な位置づけをなされている。日本においてアーキビストを国家資格として付与するということについては、どんな議論がこれまで行われて、どういう整理をされてきたかということについて教えていただきたい。アーキビストが国家資格的な位置づけになれば、大学でも学ぼうとする人も出てくると思うが、その辺をお教えいただきたい。

○幸田官房長 図書館における司書、博物館における学芸員と、公文書館における専門職員との大きな違いは、恐らく図書館とか博物館というのが民間あるいは企業の中でのさまざまな図書館や博物館も対象にして、相当それなりの裾野のある分野であるのに対して、公文書館というのは、地方自治体の公文書館というのものもあるがそれを含めてもかなりマーケットが狭いということもあり、そこにまだ至っていないということだと思う。ただ、そのような専門職員の養成の仕組みが必要であるという議論は公文書管理法のとき、あるいはそれ以前からもずっと議論があり、現状として、役所向けあるいは地方向けに対して、国立公文書館が研修機能を果たすという役割を担っているというのが1つ。もう一つ、民間においても民間資格というものが2年ほど前から始まっており、日本アーカイブズ学会がアーキビストの養成資格認定というものを始めておられる。これは恐らく公的部門だけでなく、民間も含めたアーキビストということなのだと思うが、そのようなものを始めているという現状があると承知している。

○松岡委員 質問というより意見を交えたお話になるかと思うが、先ほど加藤館長の話にあったように、専門教育を受けてもなかなか公文書館自体が少ないということと、人員の限定があるということ、つまり出口の問題が全然解決していない。例えば韓国では、10年ぐらい前の数字だと思うが、十数大学が専門職の養成をしており、中国では1950年からずっと専門職養成をしてきている。韓国では年間100人近くの院生が卒業して、関係先で働いているが、日本の場合、受け入れ先がなかったということが一番大きな問題で、結局、

高等教育をやろうとしても出口がなければ受けないので、そこで悪循環が繰り返されてきた。

ここに今、国立公文書館の研修でアーカイブズ研修Ⅲとして多くの方の名前が出ているが、日本の場合、実は教える方も少ない。したがって、学生もなかなか育てられないし、そのような教育人そのものも数が少ないことから、このような根本的な問題をきちんと対応していかないと、なかなか人員増に対応できないという問題がいずれ出てくるということである。

○井上委員 中国、韓国では人材養成のための教育体制が既に存在しており、卒業後の受入れ先もあるということであった。先ほど加藤館長からは、現在、専門官は19人であるが、本来であれば最低でも300人は必要であると伺っておりそうであれば、日本でも十分な数の受け皿があるのではないかと。また、民間のアーカイブにも受け皿があるのではないかと。そうすると、専門職の人材養成制度を検討する可能性は十分ありうるように思う。

○松岡委員 一番の問題は、前回も出た首長の問題がある。やはり経営層やトップ層がこの重要性を認識していないということである。そのような人員が必要だという認識が企業でも行政でもあまり今まで育っていなかったというのが、一番の問題だと思う。

○稲田大臣 公文書管理法制定のときの議論でどういう根拠で300ということになったのかということと、この会議の中でもあるべき姿というのは議論すべきだと思うが、その際に一体本当に専門のそういう職員が何名いるのか。最低300なのかどうなのか。そして、そこへ持っていくためにどうやって増やしていくのかという議論を、やるべきと思う。

また、修復について、私も就任直後に視察に行ったときに、修復の機械が事務スペースの横にぼんと置いてあったのだが、フランスの公文書館を視察した際、修復の設備が充実をしているのに驚いた。先程お話しがあったように我が国では現在必要な量の修復を行うのに16年間も今のままの人員だったらかかるというのは、私は異常だと思うが、単に新たなものをつくるというだけではなくて、一体どういう設備が、どの程度のものが必要で、そして、それに伴う人員はどれぐらいでというような検討もやるべきではないかと思う。

○菊池オブザーバー 日本の社会におけるアーキビストについてなかなかイメージがわからないということであるが、大学などの機関における養成課程なんかもやっと緒に就いたというような状況である。ただ、我が国ではアーカイブズ＝公文書館というような形で「公」という字がついたがゆえに、文書管理ということが、役所だけに即したような形での限定的な受け止め方がされてしまい、そのスタートから少し間違えてしまったなという感じが実はしないでもない。「公」という意味が、本来、公園の「公」と同じく「みんなの使えるもの」と受け止められると、公文書管理法の理念を踏まえた、より正しい国民の理解が進むと思う。

今、企業が一番気にしているのは、会社法の改正等に対応してコンプライアンスをどのように確保していくか。そのためには記録がなければ訴訟にも出られないという点であると思う。特に欧米では文書記録がないと絶対だめだという形になってくると、記録をどう

やって管理していくか、しかも記録が紙媒体からデジタル化され、電子化されていく状況の中における保存管理をどうしていくかということが大変大きな課題になってきている。このような中で、アーキビストというものが要求されているのは何も役所の社会だけではなくて、実際は民間の中でもたくさんあるはずである。その点がどうもあまりトップの認識が抜けているというようなこともあり、なかなかアーキビストの需要に結びつかない。

経団連にもビジネスアーカイブズ協議会というものはあるが、往々にして会社が設立されて50年たった、100年たったことを記念して、株主だとか関係先にお届けする立派な社史は編纂・発刊するが、社史をつくるために集まった資料などは必ずしもきちんと保存されず、往々にして散逸してしまうようなこともあるということを知っている。こういう面でも、日本社会全体の中における記録管理というようなことがもっと必要になるのではないか。アメリカの場合は、アーキビストとレコードマネージャーがそれぞれ別に存在する。レコードマネージャーというのはどちらかというといふ現用段階での記録保存みたいな形だが、それもただ単に漠然と資料を集めておけばいいというのではなく、やはり分類もしなければいけないし、カテゴリズもしなければいけない。索引もつけておかなければいけない。そのようなことが社会全般の中で行われている中におけるナショナルアーカイブズの機能発揮であり、パブリックアーカイブズの充実だと思う。

そのような観点から、日本の社会における記録を残していくことを1つ念頭に置きながら、このアーカイブズという問題を、国立公文書館を中心とする公文書館のあり方というものを見据えていくことが1つ大事なことだと思っている。

○老川座長 松岡委員に問うが、例えば韓国の場合、毎年100人ぐらいずつ出てきて、そういう人はどのようなところに行くのか。

○松岡委員 今あったように、公文書館や大学のほか企業にも入っている。

○井上委員 政府の知的財産戦略本部でも、山本大臣が立ち上げたアーカイブに関するタスクフォースがあり、日本のコンテンツ、文化資産のアーカイブ化について検討している。公文書以外のコンテンツ・文化資産のアーカイブ化も重要な課題となっており、両者を合わせると専門的な人材のニーズは相当ある。

○老川座長 私も1つ気になるのは、修復の方で正規が2人で6人が非正規。恐らくこういう方々は非正規だからパートだけれども、給料が安いのではないかとと思われる。例えば違うケースで介護職員などもニーズは高いが、人材が集まらない。集まってもすぐやめてしまう。結局は給料が安い、労働がきつい、その仕事をやっても、なかなか昇進の機会がないということで1つ問題になっているが、そういうことから連想してしまうと、正規化とかそういうふうにはできないのかと思う。

○加藤館長 我々としては、修復の担当者というのであれば正規の職員で大幅に増やしていただきたいというのが本音である。ただ、正規社員を増やしてくださいということだけをお願いするのも現実的には無理かと思うので、非正規職員でも構わないので、できるだけまず数を確保したいということである。ただ、非正規の職員の場合に例えば3年以上

の更新ができないといったいろいろなルールがあることから、その辺についてはこれから工夫しながらやっていきたいと思うが、まずは絶対数を増やしたい。

先ほど大臣から御指摘のあった設備その他の問題であるが、基本的には今の国立公文書館は絶対的にスペースがない。フランスの新館もそうであるが、まずは広い場所がある。その中に必要な機械を必要に応じて置いておくということで大変使い勝手がいいということになっており、この絶対的なスペースを確保するというのは、まさに新館で取り上げていただきたいと思う。

○稲田大臣 私が行革担当大臣でもあるし、国家公務員制度担当で機構定員管理もやっているが、切るばかりの行革はいい加減やめたらいいと思う。必要などころにはつけないと、それは国益に反すると思う。そういうことを勇気を持ってというのはおかしいけれども、「何か切らないと行革ではない。増やしたら無駄」ということはいい加減やめるべきだと思うのが1つ。

それから、今回、せっかく内閣人事局をつくって、機構定員についても国家戦略的な立場から人材の戦略を練る仕組みができた。というのは、もちろん5年間で10%の合理化はするけれども、他方、戦略的に本当に必要などころにはちゃんと人員をつけていきましようということを方針としてやるということを内閣として決めているわけであるから、ここにはこれだけの人員が必要であり、それが国益に資するんだということを説得するための発信を報告などで行い、300名、私も今そんなに要るのかと驚いたが、300名は必要なんだというところを、国民の皆さんにもであるが、積極的にやっていく必要があると思っている。

○幸田官房長 大臣のお話に若干補足させていただくと、第1回のこの会議で諸外国との比較の数字を配らせていただいた。日本の場合、公文書館、定員ベースでは常勤の定員は47名しかいない。その他、非常勤、非正規で100人ぐらいの体制である。それに比べてアメリカは2,700人の職員、韓国でも340人いるという基本的な規模の違いがある。それから、書庫の収蔵力でみてもアメリカの場合は1,400キロメートルぐらいの書庫でもって収蔵しているのに対して、日本では60キロぐらいである。韓国や中国でも170キロ以上の規模を持っている。

なぜこうなっているかということの背景は、なかなか難しい問題であるが、日本では公文書管理法が施行されたのが3年前のことである。そこで初めて各省庁に文書の作成義務が課された。そこで初めて国立公文書館への移管義務が課されたというのが日本の現状である。閣議の議事録もついこの間から稲田大臣の御努力もあり、120年の閣議の歴史の中で初めて本年4月から記録を残そうということになったというのが日本の現状であり、これをどう充実していくのかということについて、公文書館に求められる機能というのはいろいろあると思うが、どこをどう充実させていくべきなのかということや、ぜひこの調査検討会議で御議論いただき、もちろんトータルの人数が300人というのがあるのかもしれないが、どういう機能で、どこをどう充実させていくべきなのかという御議論をいただける

とありがたい。

○菊池オブザーバー 保存・修復といった場合に私どもすぐ思い浮かべるのは、現在行っている古い文書についての保存・修復ということであるが、これから忘れてはならないのは、デジタルデータをどうやって保存し、修復していくかという面である。その辺のところはいまだ国立公文書館でも着手していない部分だが、新しいチャレンジングな分野として考えていかなければいけないと思う。この間、大臣はつくば分館を視察されたとのことだが、古い記録映画なんかもつくばに保存しており、古いフィルムは酢酸で酢のにおいがして、画像がべたべたしてしまうというような状況がある。これについてもデジタル化したらどうかと思うが、お金の問題もあったり、あるいはそれをうまく適切にデジタル化するような技術が確立されているのかわからないということで、まだまだ残されている分野がたくさんある。私が館長時代に行ったカナダや、あるいは韓国のソナムは、デジタルデータの保存・修復ということをやるための新しい、まさにラボラトリみたいなセクションがあり、取り組んでいるので、日本もそういうことに取り組んでいくことが必要だなと思う。

○松岡委員 今後の修復の問題に関連して、例えばアメリカの公文書館ではワイヤーレコードという1910年とか1920年のころに使われていた記録装置だが、それを修復して使えるだけの仕組みはもうできている。つまりそこまで全部フォローしていかないと、本当の記録は残せないということで、単なる文書の修復だけではなくて、そういうハードの面での修復ということもきちんと対応している。

それから、今、デジタルの話が出たが、実はデジタルの保存問題というのは非常に厄介な問題であり、基本的に今、何も対応できていない。例えばDVDとかCDなどの記録媒体があるが、せいぜい10年とか15年ぐらいしかもたないということで、これを本当に長期にどうやって保存するかということはまだ世界的な課題として解決されていないということが大きな問題としてある。ただ、ものすごくコストをかければできないことはないが、1,000年もつとか実験的にはやられているが、膨大なコストがかかるという問題があり、これを本格的にやるには相当な覚悟が要るのではないかと思う。

○井上委員 修復に関して国立公文書館の人を増やすこと以外に、外注ということもありうるのではないか。例えばデジタルではなく古い資料、古文書のような類のものをきれいに修復する技術は、京都などにもあるのではないか。

○加藤館長 現状は、破損した書類をつくろう、裏打ちをするそういう作業は基本的には中でやっているが、修復全体で申し上げると、例えば酸性化した資料の中和化や、科学的な処理が必要となる修復についてはほとんど外部にお願いしている。したがって、多分これからの作業をスピードアップするには、外部機関との連携というのは必要だと思う。

○老川座長 参考までに申し上げると、自分の社のお話をするのは気が引けるが、いわゆる文化財の保存に非常に地道に取り組んでいる方々がいる。絵であるとか、古文書であるとか、そういう人たちを顕彰しようということで、読売新聞は今から7～8年前から「あを

によし賞」という賞をつくり、絵の修復や文化財など、いろいろな分野の人たちを年に1回表彰することをやっている。したがって、今、お話があったようにどういう分野にはどのような人たちがいて、どういう作業をしているのかという情報をネットワーク化しておくというのは先々、大事になってくるのではないかというふうに思う。

もう一つ、加藤館長に伺いたいですが、先ほど300人というお話があったが、この数字的な根拠、どういうことをやるためにはこれだけ必要だという、多分恐らく見積もりがあつての話だと思うが、それが300人でなくて200人であったり、あるいは400人でもいいと思うのだが、ここら辺のことをちょっと我々にも教えていただきたい。

○加藤館長 300人というお話は、先ほど話したとおり、公文書管理法を立案するときの2008年の議論の中で将来的には300人くらいの規模が必要だということで、必ずしも具体的な根拠があつて出した数字ではない。ただ、先ほど官房長からもお話があったように、諸外国と比べると大体これぐらいはないと正常な活動はできないなど。御指摘のようにその中身とか、どんな人がどれだけ必要かというのは、これから具体的に詰めていく課題だと思っている。

○笹川課長 今の定員の話だが、はフランスの公文書館は500人ぐらいおり、その百数十名が接遇担当、受入担当という言い方をしている。恐らく非常に高度なアーキビストではないのだが、ある程度の対応ができるような、基礎的な素養を持ったアーキビストみたいな人だと思われるので、これから御議論いただく話だが、展示や教育をやっていく中で、そういった部分を伸ばしていくことになるのかなと思う。それから、フランスは、700~800人ぐらいフランス全体でアーキビストがいてと言っていて、それは、県の図書館なども国の機関なので、そういう意味でマーケットが大きいのだということである。

○内田委員 早く具体的に何人が必要かという目標を示すべきと思う。アメリカの二千何百人、韓国の300人、これらと比べて少ないという議論だけではなかなか先に進まないという感じがする。例えば本当に必要な数があると数十人であれば、恐らく今、この問題を一生懸命やっておられる政治の力を結集できれば何とかもしかしたらなるのかもしれないし、これが100人とか200人になると、与野党を含めた超党派の議論にしていかなければいけないし、1,000人になったら大きな国民の声にしていかなければいけない。そこら辺の見極めも要と思う。私は消費者庁の設立のときに最初のころかかわったのだが、消費者庁は200人で出発をしたが、出発をしたとき新規についた定員は2人だけであつた。あとは各省から仕事ごと持ってきた。ただ、それからどんどんとふくらんで、今は恐らく倍ぐらいになっていると思うが、100~200人ぐらいの定員増というのは国家公務員の中でも政治の合意があればできていく数字だし、振り返ると環境庁とか金融庁ができたときには、その消費者庁以上の勢いでふくらんでいるので、まさに稲田大臣が先ほどおっしゃったように、必要なことならそれを実現していくのが国益だ。まさにそういう動きも実際には起きているので、どれだけの波を起こせるのか、力を集められるかというのが次のステップとしてあるにしろ、まずは目標を難しいからといって低めに設定するのではなくて、本当に

必要なものは明確に目標として立てていく必要がある。それがあって初めてどれだけの声・力を集めてどのくらいの期間をかけて実現していくのか見極めをつけていけるのかなと思う。

消費者行政とか環境行政の重要性について、国民はもっとしっかり理解ができていたと思うが、公文書についてはまだ残念ながら国民の理解はそこまでいっていない。前回、前々回から議論があったように、国民の心にきちんと公文書の重要性を伝えていく。まさに公文書管理法の第1条から言えば、国民が価値があると認めて初めて公文書は価値があるんだよと書いたわけであるので、そこを伝えていくような専門職種みたいなものも必要ではないか。これはまさに前回の議論だったと思う。

その専門職に必要なスキルとして一つは電通、博報堂に代表されるようなそういう世界のプロが持っているスキルがあると思うが、公文書については、今まで自分には関係ないと思っていたものが、実はとても自分にとって大事なものであるということに気づいてもらう、そのことをきちんと教えていくスキルが必要ではないか。それを一番持っているのは教師ではないかと思う。教師が公文書館の用意するコンテンツも使いながら公文書の重要性を伝えていく、そういう体制を作っていくことも必要。人材目標を議論するときにはそういうスキルのこともお考えいただけるといいと思う。

○老川座長 今日議論はまさに国立公文書館の機能・施設の在り方全体にかかわる非常に大事な内容だったと思う。また、違う形でこの問題にかかわってくるがあると思うが、もう一つ議題があるので、そちらにとりあえず移りたい。「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査」の進め方について、事務局から説明をお願いしたい。

○笹川課長 資料4をご覧ください。2枚目の参考にあるとおり、これまで今回も含めて3回公文書館の機能等について御議論いただいてきた。次回は残っている収集、情報発信、全体にまたがるデジタルアーカイブ、このあたりを紹介させていただき、議論いただければと思う。

また、資料4の1枚目で具体的に秋以降に実施する調査内容について紹介させていただくので、御議論いただきたい。具体的には外部機関に委託して調査を行うことで考えている。中身としては、秋に行うことを考えている外国調査。それから、国内調査ということで有識者のヒアリングあるいは現地調査、アンケート調査等である。

外国調査については、時期的には10月から11月ぐらい。実際に2つあるいは3つぐらいのグループに分かれてアメリカ、イギリス、フランス、ドイツあたりに行かせていただいたらどうか。それから、主要な調査事項としては、このあたり御議論あるかと思うが、展示、学習あたりを中心として、どういうふうにご利用してもらっているかを調べたらどうかということを考えている。他方、専門家の招へいということで先進事例を行っているフランスあるいはデンマークあたりから招へいしたらどうかというのが現時点での案である。今回議論いただいた後、改めて次回、お諮りさせていただきたいと思う。

○老川座長 外部調査機関というのは、例えばどういうところか。

○笹川課長 これはシンクタンク等に委託することを考えている。そこは公募による入札でやらせていただきたいと思います。

○老川座長 シンクタンクというのはどういうところか。

○幸田官房長 実際の外国調査については、ぜひこの委員の中からも御参加いただければと考えている。ただ、例えばイギリスやフランスなどにおける機能の調査内容や、報告書のとりまとめ作業などについては、そういう作業が得意なシンクタンクにお願いをしようと考えている。いずれにしろこういう調査を行うため、こうした中身のことをきちんと調べて報告書にまとめてほしいというようなこと、あるいはアンケート調査についてもやるということであれば、こういう規模でこういう調査手法でやるというようなスペックを示して、トータルとして受けていただける外注機関を入札により探すという意味である。

○老川座長 了解した。なかなかこの問題について専門のシンクタンクがあるなんて聞いたことがなかったため、伺った次第。

○幸田官房長 丸投げするわけではなく、やり方はここで決めていただいた上で、具体的な事務は外注するという意味である。

○松岡委員 アメリカに行くのであれば、ぜひカナダにも行かれたほうが良いと思う。カナダはなかなか先進的な取組をしているので、規模は小さいが、非常に参考になると思う。

○井上委員 外国調査の対象国として、これまでも紹介のあったアメリカ、英国、フランス、ドイツが挙げられているが、これらは特に先進的な取組をしているところなのか。特徴的な取組がみられるのか。外国調査の対象候補の選定理由について、教えていただきたい。

○笹川課長 承知した。次回、なぜこの国に行くのかについて紹介させていただきたいと思う。

○井上委員 デンマークが入っているのはなぜか。

○幸田官房長 デジタルアーカイブでかなり進んだ取組をされておられるということで、こちらから行くのがいいのか、あるいは向こうから担当者に来ていただいて、この委員会の中で例えばプレゼンをしていただくとか、そういうこともあり得るのかという趣旨である。次回、詳しくまた説明させていただく。

○老川座長 話が戻るが、先ほど資格の話で、アーカイブズ学会において民間的に認定していることであったが、具体的にはどういう人たちがどのぐらい、何人ぐらいおられて、そういう人は何をなさっているのか実態を教えていただきたい。

○松岡委員 これは認定アーキビスト制度という名前がついており、アーカイブズ学会を設立したのが2004年、10年前だが、このときに1つ大きなテーマとして掲げたのがこの資格制度の問題である。そういう意味ではアーカイブズ学会自体が、こういう資格制度をつくることに非常に努力してきたということがあり、去年の秋からそういう一定の条件をつけて、つまり実務を何年やったとか、論文をどれぐらい書いたとか、そういった要件をクリアした人を対象に審査をした。

それで現時点で60人、今年の春と去年の秋でトータル60人を認定しているが、主に民間のいわゆる資料館や財団とか、そういうところで働いている人が多い。あと、先ほど加藤館長がおっしゃっていた、学習院の大学院に通っている人の多くは、社会人が中心というのが今の状況である。

○永野委員 本日の議論全体のことと関係して今、思ったことだが、結局ニーズの問題、教育の問題、全部連動している。ただ、現状で定員というか実際にその特定の職業に就く人は非常に少ないという形だと、私は大学にいるわけだけでも、就職のめどもないのになかなか難しいということがある。

一方、社会から見ると文書管理ということに対する、特にデジタル時代、それも非常に強いニーズがあり、それは多分社会的に先ほど菊池オブザーバーが発言されたようになると思う。したがって、そういうメッセージを国民というか全体に出していく必要があると思った。今、アーカイブズ学会のところで何百人とかなのかなと思ったが、そうではなくて、今ある意味では現状の人たちをきちんと認定しているということだけれども、母数はもっと下にあるので、要するに文書をきちんと管理して残しておくということがこれからの国民には絶対に必要、あるいは組織には必ず必要なんだというメッセージに置きかえていくと、かなりニーズは広がるし、そういうことを基本的にわかっている人には3級でも4級でもいいから低い級を出して、トップの1級というのはこのレベルでいいのだが、そういうような仕組みが今は学会がやっているのだから、そのようなところと連携してつくっていけば広がっていくのではないかと思った。

展示のところには私たちが行くと、でき上がっている公文書のほうを見せてもらうのだけれども、そのようなことが重要だということは全然メッセージとしてはない。こういうことを残してきちんとやるのが大事なんだと。そういうことも展示の中に入れていくとか、そうやると大分世の中の様子が変わっていくのではないかと今日思った。

○老川座長 それでは他に御発言がなければ、今日はここまでといたしたい。本日の議論につき感謝申し上げます。最後に大臣、一言お願いしたい。

○稲田大臣 今日大変充実した議論をいただき、感謝申し上げます。

○笹川課長 これまでと同様、後ほど議事録を回させていただくので、ご確認をよろしくお願いしたい。